令和８年度採用試験問題

【民法】

あなたは、Ｘから法律相談を受けている。次に掲げる〔事実〕及び〔Ｘからの聴き取り〕の内容を前提として、Ｘから質問された⑴～⑶について、それぞれ回答を検討せよ。

その際、条文上の根拠のある部分については、根拠規定を明示すること。

※文中において特定されている日時にかかわらず、令和８年１月１日現在において施行されている法令に基づいて解答すること。

※民法以外の法令の適用については、検討する必要はない。

〔事実〕

１．ＸとＹは夫婦であり、その間には実子Ａがいる。ＸＹは婚姻後も従前の仕事を継続しており、ＸＹＡは生計を一にしていた。

２．Ｙは、令和元年頃、相次いで両親を亡くしたことをきっかけとして、献金によって来世での幸福が得られる旨を主張するＺに傾倒するようになった。Ｙは、Ｚの「金銭とは、現世の罪の象徴である」「Ｚは、大衆の罪を引き受け救済する存在である」「Ｚに委ねた金銭の多さは、来世に持ち越される罪の少なさである」などといった発言を受けて、自らが相続した財産や婚姻前に形成した財産をＺに寄附するようになった。これらの財産がほとんど費消された後も、Ｙは寄附をやめなかった。

３．令和３年２月、Ａの高校進学が決まった。Ｙは、このことを奇貨として、同月２０日、貸金業者Ｐに対し、Ａの高校入学許可証及び入学金その他初年度納付金の振込用紙（１５０万円）を示しながら、「初年度納

付金など、Ａの高校入学に要する諸費用に充てる」「配偶者Ｘと相談し、手元の資金を充てるのではなく、当座は借入れにより賄い、５年後が満期の生命保険の満期返戻金を充てたいということとなった」「自分よりもＸの方が収入が高く安定しているので、Ｘ名義で借り入れたい、Ｘも承諾している」「Ｘは急な海外出張のため、来店することができない」などと虚偽の説明を行い、これを信じたＰとの間で、Ｘの代理人として金銭消費貸借契約（２００万円・弁済期令和８年３月３１日・利息５０万円）を締結し、受領した金銭をＺに寄附した。

４．令和６年３月、Ａは高校を卒業した。同年４月、Ａは就職を機にＸＹの元を離れ、現在に至るまで、独立して生計を営んでいる。

５．令和７年８月、Ｘは相続により甲土地を単独で取得した。同年９月、Ｙは、Ｘの実印を冒用し、友人Ｑに対して「Ｘが相続税の支払いに充てるため甲土地の買い手を探している」「Ｘは多忙のため自分が代理することとなった」などと虚偽の説明を行い、これを信じたＱとの間で、Ｘの代理人として甲土地の売買契約を締結し、その所有権移転登記を行った上で、受領した代金１５００万円をＺに寄附した。なお、甲土地は、現在に至るまで、引き続きＱが占有しており、登記もＱ名義のままである。

６．令和８年１月、Ｘは貸金業者Ｐから３の金銭消費貸借契約の弁済期が迫っている旨の連絡を受けたことを契機に、３及び５の事情を初めて把握した。

７．令和８年２月、ＸＹは離婚した。

８．令和８年３月、Ｚは、Ｙが離婚したこと及びその原因がＹの使い込みにあったことをＹから聴取し、初めて把握した。Ｚは、これを好機と捉え、Ｙに対し「あなたが前世で負った罪は大変大きく、今の不幸もそれ

ゆえである」「一刻の猶予もない、全ての富を手放さなければならない」などと申し向け、Ｙは、Ｚに勧められるまま、離婚時に自己の名義でＢ銀行の口座に有していた全財産１０００万円をＺに寄附した。

〔Ｘからの聴き取り〕

Ｙとの結婚を機に、私もＹもＢ銀行に新しく口座を作って、結婚後の収入はそこで管理するようにしていました。Ｂ銀行の口座は生活費などの支出のため日常的に使っており、出入りも週に一度はお互いに確認していたので、Ｙもそこから使い込むことは避けていたのだと思います。

Ｙの両親が亡くなって以降、Ｙの金遣いが荒くなっていたことは把握していたのですが、生活費や、Ａの高校入学金を含めた養育費などの負担はそれまでどおりに折半していましたので、結婚前の貯蓄から出しているのだろう、程度に考えて、あまり口を出さないようにしていました。まさか私の財産を使い込んでいたとは思いもしなかったです。

離婚時の財産分与については、互いに行わないことで合意しました。こんな使い込みまでされて、とにかく早急に離婚したかったのですが、その時点ではどこまで使い込まれていたかも調べないといけない状態だったので、使い込み分の清算は後回しにするということにしました。結婚後の収入はだいたい同じで、生活費も折半していたという事情もあります。

実印については、普段は印鑑登録証と一緒に貸金庫で保管していて、Ｙもこの貸金庫には入れないはずです。ただ、あの頃は、相続手続のために実印が必要かもしれないと思い、一時的に自宅で保管していました。時期からしても、それを勝手に持ち出して押印したのだと思います。

私としては、とにかく、マイナス分さえゼロになってくれればそれでよいと思っています。次の３点についてアドバイスをいただけないでしょ

うか。

⑴ 甲土地は代々相続してきたものなので、Ｑに返してほしいと言えないものでしょうか。

⑵ また、Ｐからは貸金２００万円及びこれに対する利息５０万円を返すように言われていますが、借りてもいない金を返さなければいけないのでしょうか。

⑶ 他方、ＰもＱも、Ｙにだまされたと言われればそれはそうで、もっと言えばＺさえいなければこんなことにはなっていなかったはずです。仮に、ＰやＱとは争えないとされてしまった場合に、その分をＺから回収する方法はあるのでしょうか。

どうぞ、よろしくお願いします。